



島根県知的障害者施設保護者会連合会 会報

大 輪

発行：島根県社会福祉協議会内
島根県知的障害者施設保護者会連合会
松江市東津田町 1741-3
いきいきプラザ島根 5階
TEL 0852-32-5976 FAX 0852-32-5982

VOL. 51

令和3年7月発行

障害者差別解消の改正に寄せて

島根県知的障害者施設保護者会連合会運営委員 平岡 昇
(社会福祉法人島根県社会福祉協議会常務理事)

6月4日に『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律』が公布されました。

この法改正の最大のポイントは、民間事業者の『合理的配慮の提供』について、努力義務から法的義務に改められたことです。

障害者差別解消法の制定の際には、民間事業者に合理的配慮提供の法的義務を課すかどうかについて、様々な議論があり、結果的には附則で『3年後に見直す』こととされたという経緯があります。この改正法によって、障害を理由とする差別の解消に向けた社会全体での取り組みが大きく進展することが期待されます。

改正法の施行は、『公布の日から3年を超えない範囲において政令で定める日』とされていますが、できるだけ早く施行されることが望まれます。

私たちも漫然と施行を待つのではなく、この改正を実りあるものとするための取り組みを今から始めることが大切ではないかと考えます。

障害者差別解消法は、平成28年4月から施行されました。施行当初は、『合理的配慮』ということがなかなか理解されなかった様に感じています。

その原因の一つは、障がいの『社会モデル』の考え方が理解されていなかったことではないかと思えます。

従前は、障がいとは心身の機能の障がいを指し、障がいを克服するのは個人の問題とされてきました。

しかし、障害者権利条約で採用された『社会モデル』では、『障がい』は個人の心身機能の障がいと社会の中にあるバリア（物的・人的環境や制度などにおける障壁）とが相まって作りだされているものであり、従って『障壁を取り除くのは社会の責務である』と考えます。

事業者の皆さんに合理的配慮を義務付け、実践をしていただくためには、まず、『社会モデル』の考え方についての理解を深めていただくことが大切だと思います。

そうすることで、障がい者が、今、この場面で『何に困り、どうしたいのか』をしっかりと把握することができ、『今できることは何なのかを考え、相手の理解を得ながら実行する』こと、『意思疎通を図りながら、相互の理解を深め、より良い状況を創っていく』ことができるようになると思います。

『配慮』という言葉も混乱を招いた一因になったのではないかと感じています。『配慮』には、『心くばり』や『心づかい』という意味があります。こちらの一方的な理解や考えに基づいて、相手に対応するというイメージがあるため、『お互いに対等な立場で良好な関係性をつくっていくための建設的な対話』の必要性を薄れさせているように感じます。

ちなみに、障害者権利条約での『合理的配慮』の英語表記は、『Reasonable accommodation』で、『Reasonable』は『合理的』、『accommodation』は『調整、変更』という意味の言葉です。事業者の皆さんに理解を求めるためには『合理的な調整や変更』と表現したほうが分かりやすいのではないかと思います。

事業者の皆さんが、この法改正に適切に対応することができようにするためには、差別の解消に取り組む責務を負う国と地方自治体が、障がいや合理的配慮を理解するための教育や啓発、優良事例の収集と

発信、相談体制の整備などをしっかりと進めていくことが求められます。

しかし、行政や事業者任せで十分でしょうか？

障害者差別解消法では、合理的配慮は、『障害者から現に社会的障壁の除去を必要している旨の意思の表明があった場合』に『負担が過重でないとき』『状態に応じて』行うものであるとされています。

また、障害者政策委員会から法改正に先立って示された『障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見』では、『障がい者やその家族が社会障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることも重要である』とされています。

合理的配慮の提供が、障がい者と事業者等との建設的対話を通じて適切に行われるためには、お互いに相手を理解しようとする姿勢や努力が求められます。障がい者の側が、自らの状況や望むことを相手にきちんと伝える姿勢も大切だと思います。

この法改正を契機として、障がい者が、周囲の理解を得ながら、より安心して、自分らしく生活できる社会にしていくために、本人や家族、支援者などが、これまでも増して様々な形で『障がい』や『障がい者』について発信することが大切になるでしょう、私も皆さんと一緒に頑張っていきたいと思えます。

令和3年度島根県知的障害者施設保護者会連合会事業計画書（案）

1 基本方針

障がい福祉サービスの制度は、措置制度から支援費制度へ、そしてまた、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと近年めまぐるしく変化しています。しかし、どのような制度環境になろうと、私たちは「我が子・兄弟・姉妹のあたりまえで幸せな暮らし」を願っています。

本会は、「我が子・兄弟・姉妹」の保護者で組織される団体として、障がい福祉サービスや社会保障制度の充実に向け、全国知的障害者施設家族会連合会（全施連）に参画する一員として、関係機関や団体等と手を携えながら、次の方針で運動展開してまいります。

なお、活動実施にあたっては、新型コロナウイルス感染防止に考慮して進めます。

○全施連の発刊した提言Ⅱ「地域共生ホーム」の活用を活動の柱と位置づけ、諸活動に取り組んでいきます。

○理事会の補完的な役割として地区懇談会を開催し、会員相互の人脈の構築と課題の共有に努めます。

2 事業の推進

(1) 政策提言・要望活動の実施

- ・県知事への要望書を提出するにあたり、県障がい福祉課と意見交換会
- ・地区懇談会等での課題提起、要望事項等の解決、改善に向けた諸活動

(2) 研修事業の実施

内容：「地域共生ホーム」を用いての学習会
 講師：北九州大学 小賀久教授（全施連顧問）
 東部会場：松江市内（時期は未定）
 西部会場：浜田市内（時期は未定）

(3) 地区懇談会の実施

内容：東部、中部、西部の各ブロックで情報伝達と意見交換を行う。
 場所：県内3か所の会場 年2回程度開催

(4) 広報紙の発行

会員に対しての情報提供や会員相互の交流を目的として広報紙『大輪』を発行する。

発行回数：年3回（6月、9月、1月）

(5) しまね県民福祉大会の開催

内容：島根県知的障害者施設保護者会連合会会長表彰の実施
 時期：10月9日（土）
 会場：島根県民会館 大ホール
 講演：“がんばらない”けど“あきらめない”～命を支えるということ～
 講師 鎌田實（長野県 諏訪中央病院 名誉院長）

- (6) 全国知的障害者施設家族会連合会との連携
- ① 理事会(総会) 年2回(予定)
 - ② 全国大会については2021年度は中止、2022年度は開催予定
 - ③ 「地域共生ホーム」についての研修会講師派遣
 - ④ 東京研修会への参加
- (7) 島根県社会福祉団体連絡協議会との連携
政策提言活動への参画

3 会の運営

- (1) 監査会の開催(5月) 5月11日(火) 13:30～ いきいきプラザ島根
- (2) 理事会の開催(6月) 6月16日(水) 13:00～ 出雲市 朱鷺会館
- (3) 運営委員会の開催(年4回:5月、8月、12月、3月) その他随時

4 関係団体との連絡協調

- (1) 島根県社会福祉協議会関係事業への参加、協力
 - ・あいサポート運動推進事業
- (2) 知的障害者福祉協会関係事業への参加、協力
 - ・第61回中国・四国地区知的障害関係 職員研究協議会
高知県 →来年度へ延期
 - ・全国知的障害福祉関係職員研究大会
令和4年1月27日(木)～28日(金) 京都府
 - ・月刊誌「さぽーと」の購読紹介
- (3) 手をつなぐ育成会関係事業への参加、協力
 - ・第7回全国手をつなぐ育成会連合会 全国大会 WEB会議 日程未定
 - ・第9回中国・四国手をつなぐ育成会 アーカイブ配信 高知県 日程未定
 - ・島根県手をつなぐ育成会研修会(詳細未定)
 - ・機関紙「手をつなぐ」の購読紹介

令和3年度 しまね県民福祉大会

令和3年10月9日(土) 会場12:00 開会13:00

県民会館大ホール

第1部表彰13:00～14:00

島根県知的障害者施設保護者会連合会会長 表彰 他

第2部講演14:20～15:50

演題 “がんばらない” けど “あきらめない” ～命を支えるということ～

講師 鎌田 實 氏 諏訪中央病院 名誉院長



お知らせ

私たちの思いがついに本になりました!

地域共生ホーム

—知的障害のある人のこれからの住まいと暮らし—

新しい生活施設のあり方に関する提言 —家族が求める暮らしの在り方—
親の思いを社会に届けたい

全国知的障害者施設家族会連合会 編著 A5判・約290頁

☆島根県会員特別価格 1,620円(税込み・送料別)

☆ご購入希望の方は事務局又は所属施設まで

障害者支援施設 清風園

【障害者支援施設 清風園の概要】

- 昭和 54 年 4 月 精神薄弱者更生施設「島根県立清風園」として、定員 100 名で開所
- 平成 15 年 4 月 支援費制度開始(措置から契約へ)
 県立施設から事業団立施設に変更
 知的障害者更生施設「清風園」に名称変更
- 平成 19 年 3 月 清風園新園舎竣工
- 平成 20 年 4 月 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に移行

【事業内容と定員】

- ・施設入所支援事業 (80 名)
- ・生活介護事業 (80 名)
- ・短期入所事業 (10 名)
- ・共同生活援助事業 (18 名)
- ・生活介護・共生型通所介護事業 (20 名)
- ・相談支援事業



【家族会について】

清風園家族会は昭和 54 年 5 月 1 日に発足しました。令和 3 年度は、会員数 97 名が在籍されています。施設入所とグループホーム利用者のご家族・後見人・保佐人(以下ご家族等)で構成されご利用者、ご家族等、施設の親睦を深める活動をしています。

年々、ご利用者、ご家族共に高齢化が進行する中、成年後見制度については 92 名(94%)の方が利用されています。家族後見 62 名、第三者後見 30 名と成年後見制度の利用が高いことが清風園の特色であると思えます。

【家族会の事業内容】※令和元年度の事業を記載

開催月	内 容	参加ご家族等
4 月	総会(前年度事業、決算報告、新年度事業計画、予算他)	35 家族 49 名
6 月	研修会(手をつなぐ育成会全国大会報告)	34 家族 47 名
7 月	園内喫茶、役員会	23 家族 38 名
9 月	レクリエーション(歌のボランティア)	21 家族 29 名
10 月	ふれあい祭り	54 家族 76 名
11 月	研修会(成年後見制度について)	32 家族 45 名
2 月	初釜	27 家族 39 名
3 月	役員会	23 家族 26 名

令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染予防対策の為、ほとんどの事業を中止とさせていただきました。役員会(年 2 回)の開催、園内行事や除草作業の金銭的援助と限られた事業運営となりました。令和 3 年度に於いても新型コロナウイルスの収束の見通しが立たないこともあり、令和 2 年度と同様にさせていただくことになりました。

ワクチン接種が始まり、新型コロナウイルス感染症が早く鎮静化することを期待しつつ、今後の家族会の事業のあり方について、考える良い機会になったと感じています。

今後も家族会会員皆様のご協力をいただきながら、施設と連携を図り、清風園家族会の事業運営に取り組んでいきます。

